

令04原機（科保）062
令和4年6月28日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付け令03原機（科保）098をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更（補正）

令和4年3月31日付け令03原機（科保）098をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

変更認可申請書の別表（核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表）を別紙1に改める。なお、別紙1においては、令和4年2月10日付け原規規発第2202107号で認可を受けた核燃料物質使用施設等保安規定に対して、以下の補正を含む全ての変更の内容を示す。

- (1) 施設管理に関する文書等の作成に係る要領の追加（第1編第16条表4.2.1）について、施設管理実施計画に関係がある文書とわかるように要領の名称を明確化する。
- (2) 修理及び改造計画、保守結果等の通知先及び報告先の適正化のための変更（第3編第28条、第5編第14条、第6編第15条、第7編第14条、第8編第14条、第9編第17条、第10編第14条、第11編第15条並びに第12編第14条）について、通知先及び報告先に係る記載を明確化する。
- (3) 記載の適正化を行う。

2. 補正の理由

施設管理実施計画に係る要領の名称並びに修理及び改造計画、保守結果等の通知先及び報告先に係る記載を明確化するため。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、改正後の第2編別図第1は、施行日以降、改正後の周辺監視区域境界に標識を設置した日から施行する。
- (2) この規定の施行日以降、バックエンド研究施設の分析室(I)に係る使用前確認証の交付を受けるまでの間は、分析室(I)における核燃料物質の使用を行わないものとする。
- (3) この規定の施行日以降、バックエンド研究施設のアイソレーションルーム(I)内貯蔵施設に係る使用前確認証の交付を受けるまでの間は、アイソレーションルーム(I)内貯蔵施設における核燃料物質の貯蔵を行わないものとする。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第 1 編 総則

令和 4 年 6 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前					変更後					備考
第1編 総則					第1編 総則					
目次 (省略)					目次 (変更なし)					
第1章 通則					第1章 通則					
第1条～第3条 (省略)					第1条～第3条 (変更なし)					
(定義)					(定義)					
第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					第4条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					用語の削除に伴う定義の削除
(1)～(26) (省略)					(1)～(26) (変更なし)					
<u>(27) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の工事の方法及び時期に関する事項、使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</u>					<u>(削る)</u>					
<u>(28) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、使用施設等の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</u>					<u>(削る)</u>					
第5条 、第5条の2 (省略)					第5条 、第5条の2 (変更なし)					
第2章 保安管理体制 (省略)					第2章 保安管理体制 (変更なし)					
第3章 品質マネジメント計画					第3章 品質マネジメント計画					
(品質マネジメント計画)					(品質マネジメント計画)					
第16条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。					第16条 第2条に係る保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。					
【品質マネジメント計画】					【品質マネジメント計画】					
1. 目的 (省略)～8. 評価及び改善 (省略)					1. 目的～8. 評価及び改善 (変更なし) (変更なし)					
図 4.1 品質マネジメントシステム体系図 (省略)					図 4.1 品質マネジメントシステム体系図 (変更なし)					
図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (省略)					図 4.2 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (変更なし)					
表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	
4.2.2	品質マニュアル	(省略)			4.2.2	品質マニュアル	(変更なし)			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前					変更後					備考
4.2.3	文書管理	(省略)			4.2.3	文書管理	(変更なし)			
4.2.4	記録の管理				4.2.4	記録の管理				
5.1	経営者の関与	(省略)			5.1	経営者の関与	(変更なし)			
5.4.1	品質目標	(省略)			5.4.1	品質目標	(変更なし)			
5.5.4	内部コミュニケーション	(省略)			5.5.4	内部コミュニケーション	(変更なし)			
5.6.1	マネジメントレビュー	(省略)			5.6.1	マネジメントレビュー	(変更なし)			
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(省略)			6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	(変更なし)			
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	
		原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711			原子力科学研究所放射線安全取扱手引	所長	(科)QAM-711	
		原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712			原子力科学研究所核燃料物質等周辺監視区域内運搬規則	所長	(科)QAM-712	
		原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713			原子力科学研究所事故対策規則	所長	(科)QAM-713	
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714			原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	所長	(科)QAM-714	
		原子力科学研究所保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715			原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	所長	(科)QAM-715	
		原子力科学研究所PI設定評価要領	所長	(科)QAM-716			原子力科学研究所PI設定評価要領	所長	(科)QAM-716	
								原子力科学研究所施設管理実施計画に係る保全文書策定要領	所長	(科)QAM-717
<p>文書名の適正化</p> <p>施設管理実施計画に係る保全文書の策定に係る要領の追加</p>										

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前			変更後			備考
		保安管理部の業務の計画及び実施に関する要領	保安管理部長	(科保)QAM-710		
		放射線管理部業務の計画及び実施に関する要領	放射線管理部長	(科放)QAM-710		
		工務技術部の業務の計画及び実施に関する要領	工務技術部長	(科工)QAM-710		
		研究炉加速器技術部業務の計画及び実施に関する要領	研究炉加速器技術部長	(科研)QAM-710		
		臨界ホット試験技術部の業務の計画及び実施に関する要領	臨界ホット試験技術部長	(科臨)QAM-710		
		バックエンド技術部業務の計画及び実施に関する要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-710		
		原子力施設検査室の業務の計画及び実施に関する要領	原子力施設検査室長	(科検)QAM-710		
7.3	設計・開発	(省略)			7.3	設計・開発 (変更なし)
7.4	調達	(省略)			7.4	調達 (変更なし)
7.6	監視機器及び測定機器の管理	(省略)			7.6	監視機器及び測定機器の管理 (変更なし)
8.2.2	内部監査	(省略)			8.2.2	内部監査 (変更なし)
8.2.4	検査及び試験	(省略)			8.2.4	検査及び試験 (変更なし)
8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置等 未然防止処置	(省略)			8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置等 未然防止処置 (変更なし)
第17条～第25条(削除)			第17条～第25条(削除)			
第4章～第9章(省略)			第4章～第9章(変更なし)			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第1編 総則）

変更前	変更後	備考
<p>体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 4 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 5 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。また、廃棄物処理場の処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を処理するまでの期間とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。</p> <p>別図第1 使用施設等の保安に係る組織図（第6条関係）（省略）</p>	<p>体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 4 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とする。また、廃棄物処理場については、処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該処理前廃棄物保管場所を管理する課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長又は高減容処理技術課長）とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長（放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長又は工務第1課長）とする。なお、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 5 使用施設等（廃棄物処理場を除く。）内の廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。また、廃棄物処理場の処理前廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を処理するまでの期間とし、発生廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とする。</p> <p>別図第1 使用施設等の保安に係る組織図（第6条関係）（変更なし）</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 放射線管理の業務区分～ 第4章 環境放射線の管理 (省略)</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第35条の2 放射線管理部長は、放射線管理施設について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の施設管理目標について、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第35条の3 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の定量的な施設管理目標について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 放射線管理の業務区分～ 第4章 環境放射線の管理 (変更なし)</p> <p>(変更なし)</p> <p>(変更なし)</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第35条の4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、第1項の施設管理実施計画並びに前項の設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第35条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第35条の4 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、前項の施設管理実施計画について、放射線管理部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第35条の5 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第35条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ 第35条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第35条の4第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第2編 放射線管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第35条の6 環境放射線管理課長及び線量管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(放射線測定機器の維持点検及び巡視)</p> <p>第36条 区域放射線管理担当課長は、第3編第33条、第5編第22条、第6編第27条、第7編第22条、第8編第22条、第9編第33条、第10編第24条、第11編第26条及び第12編第25条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第10編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める設備保全整理表並びに第35条の4において環境放射線管理課長が定める設備保全整理表により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第37条 ～ 第39条 (省略)</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第24 (省略)</p>	<p>(変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第35条の7 放射線管理部長は、放射線管理施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>(放射線測定機器の維持点検及び巡視)</p> <p>第36条 区域放射線管理担当課長は、第3編第33条、第5編第22条、第6編第27条、第7編第22条、第8編第22条、第9編第33条、第10編第24条、第11編第26条及び第12編第25条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>3 環境放射線管理課長は、別表第15に掲げる放射線測定機器について、その性能を常に正常に維持するよう、施設管理実施計画に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>4 (変更なし)</p> <p>5 線量管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、第3編、第5編、第6編、第7編、第8編、第9編、第10編、第11編及び第12編において区域放射線管理担当課長が定める施設管理実施計画並びに第35条の4において環境放射線管理課長が定める施設管理実施計画により点検を行い、その結果をそれぞれ、区域放射線管理担当課長及び環境放射線管理課長に通知しなければならない。</p> <p>第37条 ～ 第39条 (変更なし)</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 ～ 第8章 異常時の措置 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第24 (変更なし)</p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>第35条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第35条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第35条の4第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 周辺監視区域</p> <p>別記様式第1 ~ 別記様式第5 (省略)</p>	<p>別図第1 周辺監視区域</p> <p>別記様式第1 ~ 別記様式第5 (変更なし)</p>	<p>東海第二発電所防潮堤設置に伴う周辺監視区域の変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章～第2章 (省略)</p> <p>第3章 保守管理 第17条の3～第17条の4 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第17条の5 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査可否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項において、設備等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査可否整理表」を定めることができる。</u></p> <p>4 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査可否整理表をとりまとめ、</u></p>	<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章～第2章 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第17条の3～第17条の4 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第17条の5 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 前項において、設備等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する「年間処理計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、バックエンド技術部長の承認を受けなければ</p>	<p>設備保全整理表及び検査可否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第17条の5第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第17条の5第2項の削除に伴う変更</p> <p>第17条の5第2項の削除に伴う変更及</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

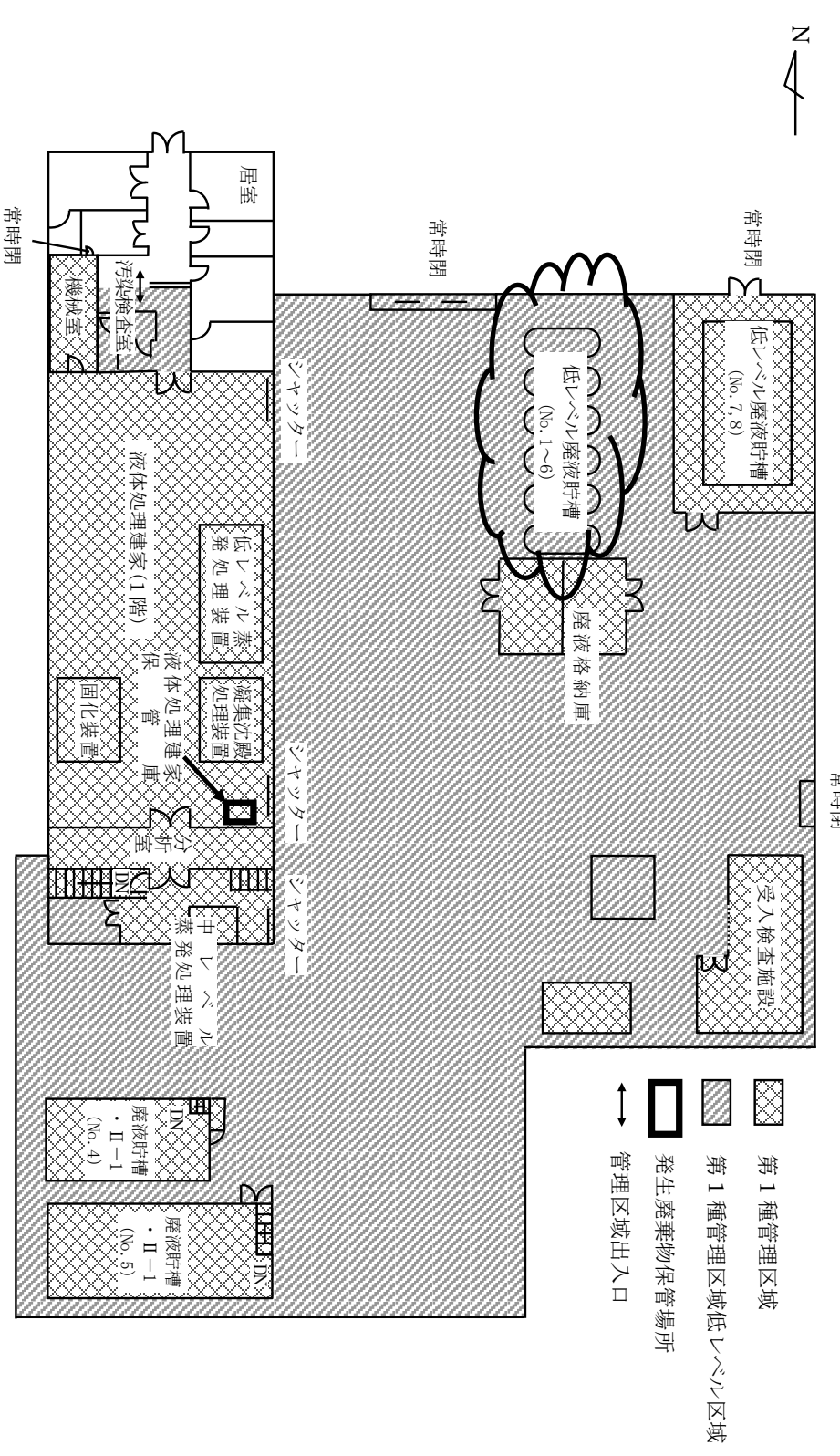
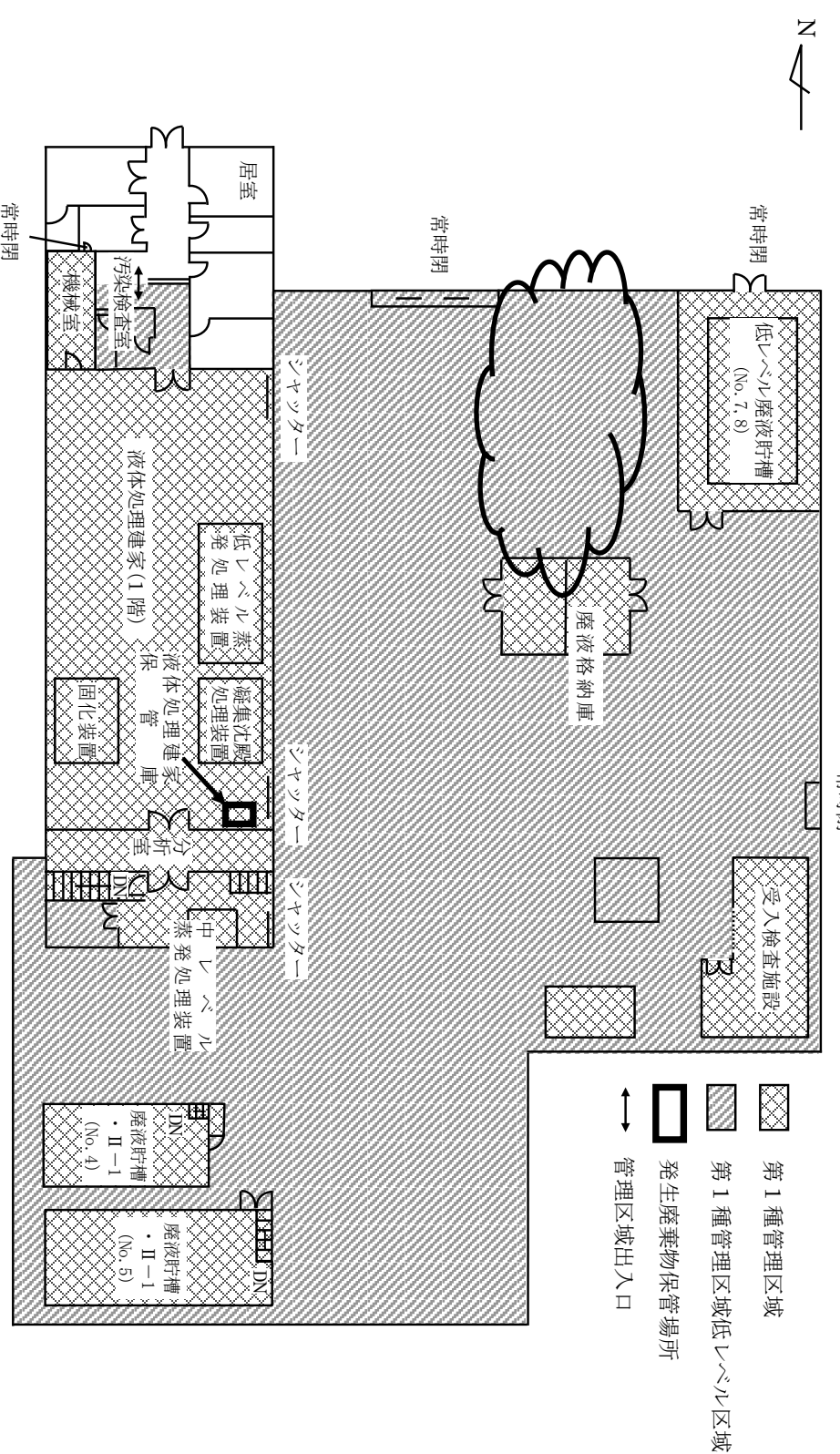
変 更 前	変 更 後	備 考
<p>バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 バックエンド技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第4項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第17条の6 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第17条の7 （省略）</p> <p>第18条～第26条 （省略）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第27条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。また、高減容処理技術課長は、第3項の承認を受けたときは、放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第17条の6 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第17条の7 （変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p>第17条の8 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物処理場（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第18条～第26条 （変更なし）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第27条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第17条の5第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、次のとおり通知しなければならない。</p> <p><u>(1) 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）に係る事項は、放射性廃棄物管理第1課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(2) 廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟）に係る事項は、放射性廃棄物管理第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p><u>(3) 廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）に係る事項は、高減容処理技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u></p> <p>6 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第27条の2 （省略）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、第26条第5項の確認及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第26条の定期事業者検査が終了したとき、第27条の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、それぞれ、その結果をバックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告するとともに、相互に通知しなければならない。</u></p>	<p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 (2) 修理及び改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、それぞれ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>6 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第27条の2 （変更なし）</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、第26条第5項の確認を受けたときは、<u>その検査結果を放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>第26条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長はバックエンド技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p>	<p>通知対象の適正化</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考																																																						
<p>3 高減容処理技術課長及び放射線管理第2課長は、第26条の定期事業者検査が終了したとき、第27条の第1項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、それぞれ、その結果をバックエンド技術部長及び放射線管理部長に報告するとともに、相互に通知しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、第2項又は前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、これを取りまとめて、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第28条の2 （省略）</p> <p>第4章～第7章 （省略）</p> <p>別表第1～別表第1の3 （省略）</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称</p> <table border="1" data-bbox="192 997 1181 1621"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設備等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧縮処理施設</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物一時保管棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体処理場</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>液体処理建家</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>受入検査施設</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>第2保管廃棄施設</td> <td>受変電設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2～別表第19 （省略）</p> <p>別図（その1） （省略）</p>	施設名	設備等の名称	第1廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	第2廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	空気圧縮設備	第3廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	圧縮処理施設	気体廃棄設備	受変電設備	固体廃棄物一時保管棟		液体処理場	受変電設備	液体処理建家	気体廃棄設備	受入検査施設	気体廃棄設備	廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家	気体廃棄設備	第2保管廃棄施設	受変電設備	<p>3 第27条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長はバックエンド技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれバックエンド技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 バックエンド技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、これを取りまとめて、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第28条の2 （変更なし）</p> <p>第4章～第7章 （変更なし）</p> <p>別表第1～別表第1の3 （変更なし）</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称</p> <table border="1" data-bbox="1397 997 2386 1621"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設備等の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3廃棄物処理棟</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">圧縮処理施設</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物一時保管棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">液体処理場</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>液体処理建家</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>受入検査施設</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家</td> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>第2保管廃棄施設</td> <td>受変電設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2～別表第19 （変更なし）</p> <p>別図（その1） （変更なし）</p>	施設名	設備等の名称	第1廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	第2廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	空気圧縮設備	第3廃棄物処理棟	受変電設備	気体廃棄設備	圧縮処理施設	(削る)	受変電設備	固体廃棄物一時保管棟		液体処理場	受変電設備	液体処理建家	気体廃棄設備	受入検査施設	気体廃棄設備	廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家	気体廃棄設備	第2保管廃棄施設	受変電設備	<p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>第2項の変更に伴う変更</p> <p>圧縮処理施設の気体廃棄設備の撤去に伴う削除</p>
施設名	設備等の名称																																																							
第1廃棄物処理棟	受変電設備																																																							
	気体廃棄設備																																																							
第2廃棄物処理棟	受変電設備																																																							
	気体廃棄設備																																																							
	空気圧縮設備																																																							
第3廃棄物処理棟	受変電設備																																																							
	気体廃棄設備																																																							
圧縮処理施設	気体廃棄設備																																																							
	受変電設備																																																							
固体廃棄物一時保管棟																																																								
液体処理場	受変電設備																																																							
	液体処理建家	気体廃棄設備																																																						
	受入検査施設	気体廃棄設備																																																						
	廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家	気体廃棄設備																																																						
第2保管廃棄施設	受変電設備																																																							
施設名	設備等の名称																																																							
第1廃棄物処理棟	受変電設備																																																							
	気体廃棄設備																																																							
第2廃棄物処理棟	受変電設備																																																							
	気体廃棄設備																																																							
	空気圧縮設備																																																							
第3廃棄物処理棟	受変電設備																																																							
	気体廃棄設備																																																							
圧縮処理施設	(削る)																																																							
	受変電設備																																																							
固体廃棄物一時保管棟																																																								
液体処理場	受変電設備																																																							
	液体処理建家	気体廃棄設備																																																						
	受入検査施設	気体廃棄設備																																																						
	廃液貯槽・Ⅱ-1 (No.5) 建家	気体廃棄設備																																																						
第2保管廃棄施設	受変電設備																																																							

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">別図 (その2) 液体処理場 平面図</p>  <p style="text-align: center;">別図 (その3) ~ 別図 (その28) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">別図 (その2) 液体処理場 平面図</p>  <p style="text-align: center;">別図 (その3) ~ 別図 (その28) (変更なし)</p>	<p>低レベル廃液貯槽 (No. 1~6) の撤去に 伴う削除</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第5編 ホットラボの管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第5編 ホットラボの管理</p> <p>目 次 (省略)</p> <p>第1章 ～ 第2章 (省略)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第10条の2 ～ 第10条の3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第10条の4 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視 (使用施設等の保全のために実施するものに限る。) に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。) に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 未照射燃料管理課長は、第1から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>第5編 ホットラボの管理</p> <p>目 次 (変更なし)</p> <p>第1章 ～ 第2章 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第10条の2 ～ 第10条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第10条の4 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視 (使用施設等の保全のために実施するものに限る。) に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期 (使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。) に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置 (未然防止処置を含む。) に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u></p> <p><u>3 未照射燃料管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 工務第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第10条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号繰上げ</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>項番号繰上げ</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第5編 ホットラボの管理）

変更前	変更後	備考
<p>6 臨界ホット試験技術部長は、<u>第4項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 未照射燃料管理課長は、<u>第4項</u>の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第10条の5 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表</u>に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6 (省略)</p> <p>第11条 ～ 第12条 (省略)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければ</p>	<p>5 臨界ホット試験技術部長は、<u>第3項</u>の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 未照射燃料管理課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第10条の5 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p><u>第10条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、ホットラボ(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第11条 ～ 第12条 (変更なし)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等</u>に通知しなければならない。</p>	<p>項番号繰上げ</p> <p>項番号繰上げ</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第5編 ホットラボの管理)

変更前	変更後	備考
<p>ばならない。</p> <p>6 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2 (省略)</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に係るある課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第14条の2 (省略)</p> <p>第4章 ～ 第7章 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 (省略)</p> <p>別図(その1) ～別図(その3) (省略)</p>	<p>6 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、第12条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に係るある課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 第12条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、未照射燃料管理課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第2課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>3 第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、未照射燃料管理課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第2課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に係るある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第14条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 ～ 第7章 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 (変更なし)</p> <p>別図(その1) ～別図(その3) (変更なし)</p>	<p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>番号の繰下げ及び記載の適正化</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第6編 JRR-3の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第6編 JRR-3の管理 目次（省略）</p> <p>第1章 通則～ 第2章 使用の管理（省略）</p> <p>第3章 保守管理 第12条の2 ～ 第12条の3（省略）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第12条の4 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p>	<p>第6編 JRR-3の管理 目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則～ 第2章 使用の管理（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第12条の2 ～ 第12条の3（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画の策定） 第12条の4 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>（削る）</p> <p><u>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第12条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第12条の4第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>4 JRR-3管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 JRR-3管理課長は、第4項の承認を受けたときは、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第12条の5 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第12条の6 (省略)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第14条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p>	<p>3 JRR-3管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 工務第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長は、第3項の承認を受けたときは、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第12条の5 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第12条の6 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第12条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、JRR-3(本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第13条 (変更なし)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第14条 JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p>	<p>第12条の4第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第12条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第6編 JRR-3の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第14条の2 (省略)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項の確認、及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に関係ある課長等に通知しなければならない。</p>	<p>(3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第14条の2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を<u>JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査</u>に関係ある課長等に通知しなければならない。</p>	<p>通知対象の適正化</p>
<p>2 <u>JRR-3管理課長、利用施設管理課長、研究炉技術課長、工務第1課長及び放射線管理第1課長は、第13条の定期事業者検査が終了したとき、第14条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知</u>しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告</p>	<p>2 <u>第13条の第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は研究炉加速器技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、JRR-3管理課長、利用施設管理課長及び研究炉技術課長は研究炉加速器技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知</u>を受けたとき</p>	<p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>第2項の変更に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第6編 JRR-3の管理)

変更前	変更後	備考
<p>するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 ～ 第7章 放射線管理 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第18 (省略)</p> <p>別図第1 ～ 別図第2 (省略)</p>	<p>は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 ～ 第7章 放射線管理 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第18 (変更なし)</p> <p>別図第1 ～ 別図第2 (変更なし)</p>	<p>及び項番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第7編 燃料試験施設の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第7編 燃料試験施設の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通 則 (省略)</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限)</p> <p>第5条 実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫及び植物)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料及び瓦礫)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、コンクリートセルにおいて核燃料物質を使用するときは、核燃料物質の使用中の識別表示を行い、貯蔵中の核燃料物質との区別を明確にする。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル等で行わなければならない。</p> <p>第2節 使用上の条件 第6条 ～ 第7条 (省略)</p> <p>第3節 作業上の確認 第8条 ～ 第10条 (省略)</p> <p>第3章 保守管理 第10条の2 ～ 第10条の3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第10条の4 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p>	<p>第7編 燃料試験施設の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通 則 (変更なし)</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限)</p> <p>第5条 実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫及び植物)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料及び瓦礫)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計が、別表第1に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、コンクリートセルにおいて核燃料物質を使用するときは、核燃料物質の使用中の識別表示を行い、貯蔵中の核燃料物質との区別を明確にする。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル等で行わなければならない。</p> <p>第2節 使用上の条件 第6条 ～ 第7条 (変更なし)</p> <p>第3節 作業上の確認 第8条 ～ 第10条 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第10条の2 ～ 第10条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第10条の4 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p>	<p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として、核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき、特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 実用燃料試験課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 実用燃料試験課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>（保全活動の実施） 第10条の5 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6 （省略）</p>	<p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。 （削る）</p> <p><u>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示したうえで、その特別な措置として、核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき、特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u></p> <p><u>3 実用燃料試験課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 実用燃料試験課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>（保全活動の実施） 第10条の5 実用燃料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6 （変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善） <u>第10条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、燃料試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認められた場合には改善を行わなければならない。</u></p>	<p>第10条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第14条の2 (省略)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限)</p> <p>第15条 実用燃料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量(以下「年間予定使用量」という。)を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の在庫量(放射エネルギー)と使用済燃料の在庫量(放射エネルギー)との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>第15条の2 ～ 第15条の3 (省略)</p> <p>(貯蔵)</p> <p>第16条 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、最大取扱量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9-1に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる設備ごとに最大収納量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、金属容器に収納した上で貯蔵しなければならない。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているとみなす。</p> <p>6 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>7 実用燃料試験課長は、セル内で核燃料物質を貯蔵するときは、核燃料物質の貯蔵中の識別表示を行い、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、別図(その1)及び別図(その3)に示す貯蔵エリアに貯蔵しなければならない。</p> <p>8 実用燃料試験課長は、セル貯蔵設備で貯蔵中の核燃料物質について、定期的に巡視しな</p>	<p>は、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第14条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限)</p> <p>第15条 実用燃料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量(以下「年間予定使用量」という。)を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の在庫量(放射エネルギー)と使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の在庫量(放射エネルギー)との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの和が年間予定使用量(延べ取扱量)を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>第15条の2 ～ 第15条の3 (変更なし)</p> <p>(貯蔵)</p> <p>第16条 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。なお、コンクリートセルにおいては、使用の取扱量と貯蔵の収納量の合計が、最大取扱量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 実用燃料試験課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9-1に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの和が同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3 実用燃料試験課長は、別表第9-1及び別表第9-2に掲げる設備ごとに最大収納量を表示しなければならない。</p> <p>4 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>5 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、金属容器に収納した上で貯蔵しなければならない。ただし、金属製の被覆管等で密封された燃料棒及び燃料集合体については、金属容器に収納されているとみなす。</p> <p>6 実用燃料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>7 実用燃料試験課長は、セル内で核燃料物質を貯蔵するときは、核燃料物質の貯蔵中の識別表示を行い、使用中の核燃料物質との区別を明確にした上で、別図(その1)及び別図(その3)に示す貯蔵エリアに貯蔵しなければならない。</p> <p>8 実用燃料試験課長は、セル貯蔵設備で貯蔵中の核燃料物質について、定期的に巡視しな</p>	<p>2項の変更に伴う変更</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>なければならない。</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第19条 ～ 第19条の2 (省略)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>第4節 自然現象等が発生した場合の措置</p> <p>第20条の2 (省略)</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</p> <p>第20条の3 (省略)</p> <p>第6章 放射線管理 第21条 ～ 第23条 (省略)</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 第24条 (省略)</p>	<p>なければならない。</p> <p>第17条 (変更なし)</p> <p>第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>第18条 (変更なし)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>第19条 ～ 第19条の2 (変更なし)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</p> <p>第20条 (変更なし)</p> <p>第4節 自然現象等が発生した場合の措置</p> <p>第20条の2 (変更なし)</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</p> <p>第20条の3 (変更なし)</p> <p>第6章 放射線管理 第21条 ～ 第23条 (変更なし)</p> <p>第7章 固体廃棄物の保管 第24条 (変更なし)</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前			変更後			備考
別表第1 ～ 別表第4 (省略)			別表第1 ～ 別表第4 (変更なし)			記載の適正化
別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検			別表第5 作業開始前及び終了後の点検			
区分	設備名	点検項目	区分	設備名	点検項目	
本 体	プール	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) プール水位が正常に維持されていること。 (3) プール水精製循環設備のバルブ開閉状況が正常であること。	本 体	プール	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) プール水位が正常に維持されていること。 (3) プール水精製循環設備のバルブ開閉状況が正常であること。	
	β γ コンクリートセル及び β γ 鉛セル	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) <u>しゃへい</u> 扉、ハッチ等の開閉が閉鎖状態にあること。		β γ コンクリートセル及び β γ 鉛セル	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) <u>遮蔽</u> 扉、ハッチ等の開閉が閉鎖状態にあること。	
施 設	α γ コンクリートセル及び α γ 鉛セル	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) <u>しゃへい</u> 扉、ハッチ等の開閉が閉鎖状態にあること。	施 設	α γ コンクリートセル及び α γ 鉛セル	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) <u>遮蔽</u> 扉、ハッチ等の開閉が閉鎖状態にあること。	
	メンテナンスボックス等	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) ハッチ等の開口が閉鎖状態にあること。 (4) グローブ、ブーツ及びビニールバックに損傷がないこと。 (5) 外部表面に汚染がないこと。		メンテナンスボックス等	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) ハッチ等の開口が閉鎖状態にあること。 (4) グローブ、ブーツ及びビニールバックに損傷がないこと。 (5) 外部表面に汚染がないこと。	
設	α γ 液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること。	設	α γ 液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること。	
	試験装置	プール及びセル等の試験装置類が正常に維持されていること。		試験装置	プール及びセル等の試験装置類が正常に維持されていること。	
	インセルモニタ	指示値が正常であること。		インセルモニタ	指示値が正常であること。	
	臨界警報装置	指示値が正常であること。		臨界警報装置	指示値が正常であること。	
特 定 施 設	受変電設備	表示灯、電圧、電流等が正常であること。	特 定 施 設	受変電設備	表示灯、電圧、電流等が正常であること。	
	非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機器等が正常であること。		非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機器等が正常であること。	
	空気圧縮設備	警報圧力以上で操作機器等が正常であること。		空気圧縮設備	警報圧力以上で操作機器等が正常であること。	
	気体廃棄設備	電源電圧、操作機器等が正常であること。		気体廃棄設備	電源電圧、操作機器等が正常であること。	
	液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること。		液体廃棄設備	警報水位以下で配管バルブ等が正常であること。	
別表第6 ～ 別表第7 (省略)			別表第6 ～ 別表第7 (変更なし)			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前				変更後				備考				
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量				別表第8 核燃料物質の年間予定使用量				1 F 燃料デブリに係る記載の追加				
核燃料物質の種類		年間予定使用量		核燃料物質の種類		年間予定使用量						
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量					
未照射核燃料物質	劣化ウラン	451 kg	451 kg	未照射核燃料物質	劣化ウラン	451 kg	451 kg					
	天然ウラン	1 kg	1 kg		未照射核燃料物質	天然ウラン	1 kg		1 kg			
	濃縮ウラン 5%未満	2 kg	2 kg			未照射核燃料物質	濃縮ウラン 5%未満		2 kg	2 kg		
		(²³⁵ U量 0.1 kg)	(²³⁵ U量 0.1 kg)						未照射核燃料物質	濃縮ウラン 5%以上 20%未満	(²³⁵ U量 0.1 kg)	(²³⁵ U量 0.1 kg)
	5%以上 20%未満	9.8 kg	9.8 kg				未照射核燃料物質				濃縮ウラン 5%以上 20%未満	9.8 kg
	(²³⁵ U量 1.5 kg)	(²³⁵ U量 1.5 kg)	未照射核燃料物質	トリウム						(²³⁵ U量 1.5 kg)		(²³⁵ U量 1.5 kg)
トリウム	20 kg	20 kg			未照射核燃料物質					トリウム	20 kg	20 kg
照射済核燃料物質	劣化ウラン	2,700 kg		2,700 kg		照射済核燃料物質				劣化ウラン	2,700 kg	2,700 kg
	天然ウラン	1,000 kg		1,000 kg					照射済核燃料物質	天然ウラン	1,000 kg	1,000 kg
	濃縮ウラン 5%未満	6,000 kg		6,000 kg			照射済核燃料物質			濃縮ウラン 5%未満	6,000 kg	6,000 kg
		(²³⁵ U量 210 kg)	(²³⁵ U量 210 kg)	照射済核燃料物質							濃縮ウラン 5%以上 20%未満	(²³⁵ U量 210 kg)
	5%以上 20%未満	10 kg	10 kg		照射済核燃料物質			濃縮ウラン 5%以上 20%未満		10 kg		10 kg
		(²³⁵ U量 1 kg)	(²³⁵ U量 1 kg)							照射済核燃料物質	プルトニウム (非密封)	(²³⁵ U量 1 kg)
	プルトニウム (非密封)	40 kg	40 kg					照射済核燃料物質				プルトニウム (非密封)
トリウム	0.05 kg	0.05 kg	照射済核燃料物質			トリウム					0.05 kg	0.05 kg
使用済燃料	3.55 EBq	3.55 EBq				照射済核燃料物質			使用済燃料 (うち1 F 燃料デブリ の年間予定使用量)		3.55 EBq (<input type="text"/> Bq)	3.55 EBq (<input type="text"/> Bq)
別表第9-1 ~ 別表第9-2 (省略)							別表第9-1 ~ 別表第9-2 (変更なし)					

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前			変更後			備考
別表第10 使用施設の核的制限値			別表第10 使用施設の核的制限値			
場所	形態	核的制限値	場所	形態	核的制限値	
プール (燃料貯蔵ラックは除く)	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1 集合体毎又は1 ユニット毎 (燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1 集合体又は1 ユニット) UO₂燃料棒は単一系における制限値で取扱う。 235U質量0.6kg以下 (濃縮度 5 W/o以下) 以下又は円筒直径20.5cm以下 	プール (燃料貯蔵ラックは除く)	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1 集合体毎又は1 ユニット毎 (燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1 集合体又は1 ユニット) UO₂燃料棒は単一系における制限値で取扱う。 235U質量0.6kg以下 (濃縮度 5 W/o以下) 以下又は円筒直径20.5cm以下 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	燃料棒			燃料棒		
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1 キャプセル毎 (燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1 キャプセル) 		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> 移動体数：1 キャプセル毎 (燃料貯蔵ラックの最大貯蔵数の内の1 キャプセル) 	
	燃料集合体、燃料棒及びキャプセルの同時取扱いはしない。			燃料集合体、燃料棒、 <u>試料</u> 及びキャプセルの同時取扱いはしない。		
β γ コンクリート No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1 体 UO₂濃縮度は5 W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	β γ コンクリート No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1 体 UO₂濃縮度は5 W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下)：235U質量0.6kg以下 MOX燃料 (富化度12.6W/o以下)：239Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 		燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下)：235U質量0.6kg以下 MOX燃料 (富化度12.6W/o以下)：239Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (235U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (235U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料 (密封) の取扱い制限値 (239Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (235U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (235U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料 (密封) の取扱い制限値 (239Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 	
	燃料集合体及び燃料棒とキャプセル燃料との混在はしない。 燃料集合体を貯蔵中のセルにおいては、燃料集合体は使用しない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 239Pu質量は、235U及び241Puも239Puとみなして、合計値で管理する。			燃料集合体、 <u>燃料棒</u> 及び <u>試料</u> とキャプセル燃料との混在はしない。 燃料集合体を貯蔵中のセルにおいては、燃料集合体は使用しない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 239Pu質量は、235U及び241Puも239Puとみなして、合計値で管理する。		
β γ コンクリート No.4セル No.5セル No.6セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下)：235U質量0.6kg以下 MOX 燃料 (富化度 12.6W/o 以下)：239Pu 質量 0.45kg 以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	β γ コンクリート No.4セル No.5セル No.6セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下)：235U質量0.6kg以下 MOX 燃料 (富化度 12.6W/o 以下)：239Pu 質量 0.45kg 以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	試料			試料 (1 F 燃料デブリを含む。)		
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (235U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (235U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料 (密封) の取扱い制限値 (239Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (235U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (235U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料 (密封) の取扱い制限値 (239Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する。</p>	<p>燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹Pu質量は、²³⁵U及び²⁴¹Puも²³⁹Puとみなして、合計値で管理する。</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前			変更後			備考
別表第10 使用施設の核的制限値 (つづき)			別表第10 使用施設の核的制限値 (つづき)			1 F 燃料デブリに係る記載の追加
場所	形態	核的制限値	場所	形態	核的制限値	
βγ鉛 No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	試料	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) : ²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料 (富化度12.6W/o以下) : ²³⁹Pu質量0.45kg以下 	βγ鉛 No.1セル No.2セル No.3セル の各セル	試料 (1 F 燃料デブリを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) : ²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料 (富化度12.6W/o以下) : ²³⁹Pu質量0.45kg以下 	
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 	
	試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。		
αγコンクリート No.1セル No.2セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) : ²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料 (富化度12.6W/o以下) : ²³⁹Pu質量0.45kg以下 	αγコンクリート No.1セル No.2セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) : ²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料 (富化度12.6W/o以下) : ²³⁹Pu質量0.45kg以下 	
	試料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 		試料 (1 F 燃料デブリを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 	
	キャプセル燃料			燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。		
αγ鉛 No.1セル No.2セル の各セル	試料	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) : ²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料 (富化度12.6W/o以下) : ²³⁹Pu質量0.45kg以下 	αγ鉛 No.1セル No.2セル の各セル	試料 (1 F 燃料デブリを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) : ²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料 (富化度12.6W/o以下) : ²³⁹Pu質量0.45kg以下 	
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 	
	試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。		
1 F 燃料デブリに係る記載の追加			1 F 燃料デブリに係る記載の追加			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前			変更後			備考
別表第11 貯蔵施設の核的制限値			別表第11 貯蔵施設の核的制限値			
場所	形態	核的制限値	場所	形態	核的制限値	
βγコンクリート No.1セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	βγコンクリート No.1セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	
燃料棒とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			
βγコンクリート No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1体 UO₂濃縮度は5W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	βγコンクリート No.2セル No.3セル の各セル	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 燃料集合体の取扱い制限値は1体 UO₂濃縮度は5W/o以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 		燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 		キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.6kg以下） ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値（²³⁵U質量0.35kg以下） プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値（²³⁹Pu質量0.22kg以下） 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	
燃料集合体及び燃料棒とキャプセル燃料との混在はしない。 燃料集合体を使用中のセルにおいては、燃料集合体は貯蔵しない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			燃料集合体、燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 燃料集合体を使用中のセルにおいては、燃料集合体は貯蔵しない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			
βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル αγコンクリート	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル αγコンクリート	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料（濃縮度5W/o以下）：²³⁵U質量0.6kg以下 MOX燃料（富化度12.6W/o以下）：²³⁹Pu質量0.45kg以下 	1 F 燃料デブリに係る記載の追加
	試料	<ul style="list-style-type: none"> むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 		試料（1F燃料デブリを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> むつ使用済燃料のUO₂濃縮度は4.44W/o以下 	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前		変更後		備考	
No.1セル No.2セル の各セル	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料（濃縮度10W/o未満）の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料（濃縮度10W/o以上）の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料（密封）の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) 1作業単位当たり、1キャプセルを取扱う。 	
	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。		燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 同一セルにおいて使用及び貯蔵を行う場合には、使用及び貯蔵の合計が本表の核的制限値を超えないこと。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。		

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前			変更後			備考		
別表第11 貯蔵施設の核的制限値 (つづき)			別表第11 貯蔵施設の核的制限値 (つづき)			1 F 燃料デブリに係る記載の追加		
場所	形態	核的制限値	場所	形態	核的制限値			
セル内貯蔵孔 βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) : ²³⁵U質量0.6kg以下 	セル内貯蔵孔 βγコンクリート No.4セル No.5セル No.6セル の各セル	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い制限値 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) : ²³⁵U質量0.6kg以下 			
	試料			<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料 (密封) の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。 			試料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) プルトニウム系燃料 (密封) の取扱い制限値 (²³⁹Pu質量0.22kg以下) 1 作業単位当たり、1 キャプセルを取扱う。
	燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。				燃料棒及び試料とキャプセル燃料との混在はしない。 ²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			
	燃料集合体	<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：24 集合体 1 挿入孔に1 集合体を収納する。 			燃料集合体		<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：24 集合体 1 挿入孔に1 集合体を収納する。 	
燃料貯蔵ラック(プール)	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 1 挿入孔に1 ユニットを収納する。 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) は単一系における制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下又は円筒直径20.5cm以下) で取扱う。 	燃料貯蔵ラック(プール)	燃料棒	<ul style="list-style-type: none"> 1 挿入孔に1 ユニットを収納する。 UO₂燃料 (濃縮度 5 W/o以下) は単一系における制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下又は円筒直径20.5cm以下) で取扱う。 			
	キャプセル燃料	<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：20 キャプセル ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) 1 挿入孔に1 ユニットを収納し、ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) 及びウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の混在はしない。 		キャプセル燃料			<ul style="list-style-type: none"> 最大貯蔵数：20 キャプセル ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.6kg以下) ウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の取扱い制限値 (²³⁵U質量0.35kg以下) 1 挿入孔に1 ユニットを収納し、ウラン系燃料 (濃縮度10W/o未満) 及びウラン系燃料 (濃縮度10W/o以上) の混在はしない。 	
未照射核燃料物質保管庫	試料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度 5 W/o未満) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.1kg以下) 保管容器の位置：上段棚 右側 ウラン系燃料 (濃縮度 5 W/o以上20W/o未満) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.1kg以下) 保管容器の位置：中段棚 左側 ウラン系燃料 (濃縮度20W/o以上) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.2kg以下) 保管容器の位置：上段棚 左側 プルトニウム系燃料 貯蔵制限値 (²³⁹Pu質量0.2kg以下) 	未照射核燃料物質保管庫	試料	<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度 5 W/o未満) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.1kg以下) 保管容器の位置：上段棚 右側 ウラン系燃料 (濃縮度 5 W/o以上20W/o未満) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.1kg以下) 保管容器の位置：中段棚 左側 ウラン系燃料 (濃縮度20W/o以上) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.2kg以下) 保管容器の位置：上段棚 左側 プルトニウム系燃料 貯蔵制限値 (²³⁹Pu質量0.2kg以下) 			
		<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度 5 W/o未満) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.1kg以下) 保管容器の位置：上段棚 右側 ウラン系燃料 (濃縮度 5 W/o以上20W/o未満) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.1kg以下) 保管容器の位置：中段棚 左側 ウラン系燃料 (濃縮度20W/o以上) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.2kg以下) 保管容器の位置：上段棚 左側 プルトニウム系燃料 貯蔵制限値 (²³⁹Pu質量0.2kg以下) 			<ul style="list-style-type: none"> ウラン系燃料 (濃縮度 5 W/o未満) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.1kg以下) 保管容器の位置：上段棚 右側 ウラン系燃料 (濃縮度 5 W/o以上20W/o未満) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.1kg以下) 保管容器の位置：中段棚 左側 ウラン系燃料 (濃縮度20W/o以上) 貯蔵制限値 (²³⁵U質量0.2kg以下) 保管容器の位置：上段棚 左側 プルトニウム系燃料 貯蔵制限値 (²³⁹Pu質量0.2kg以下) 			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第7編 燃料試験施設の管理)

変更前			変更後			備考
		保管容器の位置：中段棚 右側			保管容器の位置：中段棚 右側	
		²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。			²³⁹ Pu質量は、 ²³⁵ U及び ²⁴¹ Puも ²³⁹ Puとみなして、合計値で管理する。	
未照射ウラン保管庫	試料	・ウラン系燃料（濃縮度5 W/o以上20 W/o未満） 貯蔵制限値（U質量9.3kg以下、 ²³⁵ U質量1.4kg以下）	未照射ウラン保管庫	試料	・ウラン系燃料（濃縮度5 W/o以上20 W/o未満） 貯蔵制限値（U質量9.3kg以下、 ²³⁵ U質量1.4kg以下）	
別表第12～別表第15 (省略)			別表第12～別表第15 (変更なし)			

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="83 184 1136 1667" style="border: 1px solid black; height: 706px; width: 355px;"></div> <p data-bbox="1151 268 1190 701" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別図(その1) 燃料試験棟1階平面図</p> <p data-bbox="74 1749 575 1822">別図(その2) ~ 別図(その3) (省略)</p>	<div data-bbox="1314 176 2356 1663" style="border: 1px solid black; height: 708px; width: 351px;"></div> <p data-bbox="2371 277 2410 705" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別図(その1) 燃料試験棟1階平面図</p> <p data-bbox="1314 1749 1816 1822">別図(その2) ~ 別図(その3) (変更なし)</p>	<p data-bbox="2549 573 2890 646">┌──┐ : 核燃料物質の貯蔵エリアの変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第8編 廃棄物安全試験施設の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第1章 ～ 第2章 (省略)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第10条の2 ～ 第10条の3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第10条の4 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 ホット材料試験課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>第1章 ～ 第2章 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第10条の2 ～ 第10条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第10条の4 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u></p> <p><u>3 ホット材料試験課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第10条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号繰り上げ</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>項番号繰り上げ</p> <p>項番号繰り上げ</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>7 ホット材料試験課長は、<u>第4項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第10条の5 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6 （省略）</p> <p>第11条～第12条 （省略）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、<u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長</u>に通知しなければならない。</p>	<p>6 ホット材料試験課長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第10条の5 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第10条の6 （変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p><u>第10条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、廃棄物安全試験施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第11条～第12条 （変更なし）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>第3項</u>の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係する課長等</u>に通知しなければならない。</p>	<p>項番号繰り上げ</p> <p>第10条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>6 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2 (省略)</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査を終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第14条の2 (省略)</p> <p>第4章 ～ 第7章 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 (省略)</p> <p>別図(その1) ～ 別図(その3) (省略)</p>	<p>6 ホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、<u>第12条第5項の確認を受けたときは、その検査結果をホット材料試験課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 第12条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、<u>ホット材料試験課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、ホット材料試験課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に係る課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、<u>第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</u></p> <p>第14条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 ～ 第7章 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第14 (変更なし)</p> <p>別図(その1) ～ 別図(その3) (変更なし)</p>	<p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ及び記載の適正化</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第9編 NSRRの管理

平成4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第9編 NSRRの管理 目次（省略）</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 使用の管理（省略）</p> <p>第3章 保守管理 第14条の2 ～ 第14条の4（省略）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定） 第14条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p> <p><u>4 NSRR管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>第9編 NSRRの管理 目次（変更なし）</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 使用の管理（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第14条の2～ 第14条の4（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画の策定） 第14条の4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</u></p> <p><u>3 NSRR管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第14条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ及び記載の適正化</p> <p>第14条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第14条の4第2項の削除に伴う変更、項番号の繰上げ及び記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>7 NSRR管理課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第14条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第14条の6 （省略）</p> <p>第15条 （省略）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第16条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ、本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をしようとする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければ</p>	<p>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 NSRR管理課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第14条の5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第14条の6 （変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p>第14条の7 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、NSRR（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>2 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第15条 （変更なし）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第16条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ、本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ、研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をしようとする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければ</p>	<p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第14条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前	変更後	備考
<p>ならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 NSRR管理課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第16条の2（省略）</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第17条 原子力施設検査室長は、第15条第5項の確認及び前条第5項の確認を得たときは、<u>その結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第15条の定期事業者検査が終了したとき、第16条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、別表第12に掲げるところにより、報告又は通知</u>しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告を受けたとき及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 ～ 第8章 固体廃棄物の保管（省略）</p> <p>別表第1～別表第11（省略）</p>	<p>ならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 NSRR管理課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第16条の2（変更なし）</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第17条 原子力施設検査室長は、第15条第5項の確認を受けたときは、<u>その検査結果をNSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>第15条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、NSRR管理課長は研究炉加速器技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>第16条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、NSRR管理課長は研究炉加速器技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、それぞれ研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 ～ 第8章 固体廃棄物の保管（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第11（変更なし）</p>	<p>通知対象の適正化</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第9編 NSRRの管理)

変更前				変更後				備考
別表第12 保守結果の報告				別表第12 (削除)				第17条の変更に伴う別表第12の削除
<u>報告者</u>	<u>報告事項</u>	<u>報告時期</u>	<u>報告又は通知先</u>					
NSRR管理課長	定期事業者検査	第15条に定める検査が終了したとき	[報告先] 研究炉加速器技術部長					
	修理及び改造	第16条第1項の定めによりNSRR管理課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と使用前事業者検査が終了したとき	[報告先] 研究炉加速器技術部長 [通知先] 工務第1課長 放射線管理第2課長					
工務第1課長	定期事業者検査	第15条に定める検査が終了したとき	[報告先] 工務技術部長					
	修理及び改造	第16条第1項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と使用前事業者検査が終了したとき	[報告先] 工務技術部長 [通知先] NSRR管理課長 放射線管理第2課長					
放射線管理第2課長	定期事業者検査	第15条に定める検査が終了したとき	[報告先] 放射線管理部長					
	修理及び改造	第16条第1項の定めにより放射線管理第2課長が作成した修理及び改造計画に基づく作業と使用前事業者検査が終了したとき画に基づく作業と第27条の2に定める使用前事業者検査が終了したとき	[報告先] 放射線管理部長 [通知先] NSRR管理課長 工務第1課長					
別表第13 ~ 別表第21 (省略)				別表第13 ~ 別表第21 (変更なし)				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前				変更後				備考
別表第16 試験燃料用カプセルの使用時の点検				別表第16 試験燃料用カプセルの使用時の点検				新型カプセルの追加
試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度	試験燃料用カプセルの種類	点検の時期	点検項目	ひん度	
I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど	I-N型大気圧水カプセル I-N-V型大気圧水カプセル I-S型大気圧水カプセル <u>I-T型大気圧水カプセル</u>	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど	
III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル		非破壊点検	変形が認められた場合	III型大気圧水カプセル IV型大気圧水カプセル V型大気圧水カプセル VII型大気圧水カプセル VIII型大気圧水カプセル X-I型大気圧水カプセル X-II型大気圧水カプセル X-III型大気圧水カプセル X-IV型大気圧水カプセル X-V型大気圧水カプセル XI-I型大気圧水カプセル XI-II型大気圧水カプセル XII-I型大気圧水カプセル		非破壊点検	変形が認められた場合	
	組立後	漏えい点検	使用のつど		組立後	漏えい点検	使用のつど	
	組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど		組立前	1) 外観点検 2) 表面密度点検* 3) 寸法点検	使用のつど	
B-I型高圧水カプセル		非破壊点検	変形が認められた場合	B-I型高圧水カプセル		非破壊点検	変形が認められた場合	
	組立後	1) 漏えい点検 2) 加圧点検 3) 導通点検 (温度計、ヒータ) 4) 絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど		組立後	1) 漏えい点検 2) 加圧点検 3) 導通点検 (温度計、ヒータ) 4) 絶縁抵抗点検 (ヒータ)	使用のつど	
* 未使用カプセルの場合は除く。				* 未使用カプセルの場合は除く。				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第9編 NSRRの管理）

変更前			変更後			備考
別表第17 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準			別表第17 試験燃料用カプセルの再使用点検の管理基準			新型カプセルの追加
試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理目標値	試験燃料用カプセルの種類	点検項目	管理目標値	
I-S型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %	I-S型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 0.2 %	
III型大気圧水カプセル			永久変形量 1 %			
VII型大気圧水カプセル	III型大気圧水カプセル					
VIII型大気圧水カプセル	組立前寸法点検	永久変形量 1 %		VII型大気圧水カプセル		
B-I型高圧水カプセル *			VIII型大気圧水カプセル			
* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る。			* 未照射酸化ウラン燃料実験に使用した試験部容器に限る。			
別表第18 ~ 別表第21 (省略)			別表第18 ~ 別表第21 (変更なし)			
別図(その1) ~ 別図(その5) (省略)			別図(その1) ~ 別図(その5) (変更なし)			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第10編 バックエンド研究施設の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第10編 バックエンド研究施設の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 (要員の配置)</p> <p>第1条 BECKY技術課長及び工務第1課長は、本体施設の使用、本体施設及び特定施設に係る保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第2条 BECKY技術課長は本体施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 使用の管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 核燃料物質の管理に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 工務第1課長は特定施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>4 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認をしたとき、工務技術部長は、第3項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>第3条 ～ 第4条 (省略)</p>	<p>第10編 バックエンド研究施設の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 (要員の配置)</p> <p>第1条 BECKY技術課長及び工務第1課長は、本体施設の使用、本体施設及び特定施設に係る保安に必要な要員を配置しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第2条 BECKY技術課長は本体施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。本体施設の手引の作成及び変更にあたっては、第1編第5条の2に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準の要求事項に基づき行わなければならない。</p> <p>(1) 使用の管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 核燃料物質の管理に関する事項 (4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 工務第1課長は特定施設について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 運転管理に関する事項 (2) 保守管理に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>4 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、前項の同意をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認をしたとき、工務技術部長は、第3項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p> <p>第3条 ～ 第4条 (変更なし)</p>	<p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限)</p> <p>第5条 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試料(土壌、瓦礫、植物及び汚染水)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの合計が、別表第1-1から1-8に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-8に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。</p> <p>5 BECKY技術課長は、使用に供していない核燃料物質のうち、標準試料(核燃料物質の濃度や同位体比を分析する際の基礎となるデータを与えるための試料)、試験用試料、分析用試料等(以下「標準試料等」という。)をセル、グローブボックス等において一定期間保管するときは、次の各号に掲げる事項について確認し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。この場合、保管を可能とする期間は第3条に定める年間使用計画において定める期間の範囲内とする。</p> <p>(1) 保管する期間</p> <p>(2) 保管対象(保管することに合理性を有する標準試料等の種類及び数量)</p> <p>(3) 保管要件(標準試料等の保管による安全性への影響が小さいこと。安全性への影響は、金属容器に収納する等の安全対策を実施した上で、被ばく、汚染等のリスク評価を行うことにより確認する。)</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p>	<p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限)</p> <p>第5条 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-11に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとの核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受け入れた試料(土壌、瓦礫、植物及び汚染水)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、処理水及び汚染水処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)並びに同発電所内で採取した溶解した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計が、別表第1-1から1-11に掲げる最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>3 BECKY技術課長は、別表第1-1から1-11に掲げるセル、グローブボックス等又は実験室ごとに核燃料物質の種類及び最大取扱量を表示しなければならない。</p> <p>4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなければならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル又はグローブボックスで行わなければならない。</p> <p>5 BECKY技術課長は、使用に供していない核燃料物質のうち、標準試料(核燃料物質の濃度や同位体比を分析する際の基礎となるデータを与えるための試料)、試験用試料、分析用試料等(以下「標準試料等」という。)をセル、グローブボックス等において一定期間保管するときは、次の各号に掲げる事項について確認し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。この場合、保管を可能とする期間は第3条に定める年間使用計画において定める期間の範囲内とする。</p> <p>(1) 保管する期間</p> <p>(2) 保管対象(保管することに合理性を有する標準試料等の種類及び数量)</p> <p>(3) 保管要件(標準試料等の保管による安全性への影響が小さいこと。安全性への影響は、金属容器に収納する等の安全対策を実施した上で、被ばく、汚染等のリスク評価を行うことにより確認する。)</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>第6条～第11条 (変更なし)</p>	<p>表の追加に伴う変更</p> <p>1F燃料デブリに係る記載の追加 表の追加に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定) 第11条の2 ～ 第11条の3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定) 第11条の4 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u> <u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 BECKY技術課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 BECKY技術課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施) 第11条の5 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌す</p>	<p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定) 第11条の2 ～ 第11条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定) 第11条の4 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。 ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。 ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。 ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。 チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第3条の定めにより作成する年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定めることができる。</u></p> <p><u>3 BECKY技術課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 BECKY技術課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施) 第11条の5 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌す</p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第11条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除。</p> <p>項番号繰上げ。以下同じ。</p> <p>第11条の4第2項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>る設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第11条の6 (省略)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>第13条 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>BECKY技術課長、工務第1課長、放射線管理第2課長及び分任施設管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2 (省略)</p>	<p>る設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第11条の6 (変更なし)</p> <p><u>(施設管理の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第11条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、<u>バックエンド研究施設（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）</u>について、<u>定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第12条 (変更なし)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第13条 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 修理及び改造の内容 ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等及び分任施設管理者</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第13条の2 (変更なし)</p>	<p>第11条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>(保守結果の通知等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、当該事項に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>BECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知するとともに、分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第15条 (省略)</p>	<p>(保守結果の報告等)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、第12条第5項の確認を受けたときは、その検査結果をBECKY技術課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、<u>その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</u></p> <p>2 第12条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、BECKY技術課長は臨界ホット試験技術部長に、<u>工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、BECKY技術課長は分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、BECKY技術課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等及び分任施設管理者に通知しなければならない。</u></p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</u></p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第15条 (変更なし)</p>	<p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告及び通知対象の明確化</p> <p>項番号繰下げ及び記載の適正化</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号繰下げ</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限)</p> <p>第16条 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量がそれぞれ年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>(核燃料物質の受入)</p> <p>第16条の2 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れる年月日</p> <p>(2) 核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</p> <p>(核燃料物質の払出)</p> <p>第16条の3 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 払い出す年月日</p> <p>(2) 核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</p> <p>(セル、グローブボックス等で一定期間保管する標準試料等の管理)</p> <p>第16条の4 BECKY技術課長は、セル、グローブボックス等で一定期間保管する標準試料等の保管状態について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>(貯蔵)</p> <p>第17条 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設のうち核燃料保管室で行うこと。また、核燃料保管室の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3 BECKY技術課長は、別表第9に掲げる貯蔵設備ごとに最大貯蔵量を表示しなければならない。</p>	<p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限)</p> <p>第16条 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物の受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量がそれぞれ年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>(核燃料物質の受入)</p> <p>第16条の2 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受け入れるときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れる年月日</p> <p>(2) 核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</p> <p>(核燃料物質の払出)</p> <p>第16条の3 BECKY技術課長は、核燃料物質又は1F汚染物を払い出すときは、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。</p> <p>(1) 払い出す年月日</p> <p>(2) 核燃料物質又は1F汚染物の種類及び数量</p> <p>(セル、グローブボックス等で一定期間保管する標準試料等の管理)</p> <p>第16条の4 BECKY技術課長は、セル、グローブボックス等で一定期間保管する標準試料等の保管状態について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>(貯蔵)</p> <p>第17条 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる制限を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、1F汚染物を貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設のうち核燃料保管室で行うこと。また、核燃料保管室の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3 <u>BECKY技術課長は、1F燃料デブリを貯蔵するときは、別表第9に掲げる貯蔵施設のうちアイソレーションルーム（I）内貯蔵施設で行うこと。また、アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（1F燃料デブリを含む。）の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大貯蔵量を超えて貯蔵してはならない。</u></p> <p>4 BECKY技術課長は、別表第9に掲げる貯蔵設備ごとに最大貯蔵量を表示しなければならない。</p>	<p>1F燃料デブリに係る記載の追加</p> <p>アイソレーションルーム（I）内貯蔵施設の追加に伴う記載の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>4 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>5 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第18条 BECKY技術課長及び分任施設管理者は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵、廃棄物の保管をするときは、質量の制限を超えないことを核燃料管理者のほか分任核燃料管理者により確認し、いかなる場合においても臨界に達することがないようにこれを管理しなければならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、核燃料物質を使用、貯蔵、廃棄物の保管をする場合は、別表第10に示す質量制限値で管理しなければならない。</p> <p>3 BECKY技術課長は、核燃料保管室及び受入セルに核燃料物質を受け入れる場合は、含水率が16%以下であることを確認しなくてはならない。</p> <p>第19条～第26条 （省略）</p>	<p>5 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p>6 BECKY技術課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>（臨界管理）</p> <p>第18条 BECKY技術課長及び分任施設管理者は、核燃料物質について使用、運搬、貯蔵、廃棄物の保管をするときは、質量の制限を超えないことを核燃料管理者のほか分任核燃料管理者により確認し、いかなる場合においても臨界に達することがないようにこれを管理しなければならない。</p> <p>2 BECKY技術課長は、核燃料物質を使用、貯蔵、廃棄物の保管をする場合は、別表第10に示す質量制限値で管理しなければならない。</p> <p>3 BECKY技術課長は、核燃料保管室及び受入セルに核燃料物質を受け入れる場合は、含水率が16%以下であることを確認しなくてはならない。</p> <p>第19条～第26条 （変更なし）</p>	<p>記載の適正化 （追加に伴う項番号の変更）</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変更前							変更後							備考
別表第1-1 最大取扱量 セル設備及びセル付属設備							別表第1-1 最大取扱量 セル設備及びセル付属設備							
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
受入セル	100	4,000 (天然) 6,200 (劣化) 2,200 (5%未満)	—	—	2.99 × 10 ¹⁴	受入セルの保管ピットは除く。Puは密封。	受入セル	100	4,000 (天然) 6,200 (劣化) 2,200 (5%未満)	—	—	2.99 × 10 ¹⁴	受入セルの保管ピットは除く。Puは密封。	
保管ピット	100	2,200 (劣化) 2,200 (5%未満)	—	—	2.99 × 10 ¹⁴		保管ピット	100	2,200 (劣化) 2,200 (5%未満)	—	—	2.99 × 10 ¹⁴		
プロセスセル	200	4,000 (天然) 8,400 (劣化) 4,400 (5%未満)	—	—	8.8 × 10 ¹⁴		プロセスセル	200	4,000 (天然) 8,400 (劣化) 4,400 (5%未満)	—	—	8.8 × 10 ¹⁴ (1.85 × 10 ¹⁰ *2)		
化学セル	15	800 (天然) 200 (劣化) 200 (5%未満)	—	—	3.58 × 10 ¹³		化学セル	15	800 (天然) 200 (劣化) 200 (5%未満)	—	—	3.58 × 10 ¹³ (1.85 × 10 ¹⁰ *2)		
サンプリングボックス	1	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷		サンプリングボックス	1	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷ *3		
試薬供給室 (B)	—	1,000 (天然) 1,000 (劣化)	—	—	—		試薬供給室 (B)	—	1,000 (天然) 1,000 (劣化)	—	—	—		
鉄セル1 鉄セル2 鉄セル3 *	50	400 (天然) 10 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 20 (46%以上 93.3%未満)	—	5	5.0 × 10 ⁹		鉄セル1 鉄セル2 鉄セル3 *1	50	400 (天然) 10 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 20 (46%以上 93.3%未満)	—	5	5.0 × 10 ⁹		
分析用ボックス	10	100 (天然) 20 (5%以上 20%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	5	—		分析用ボックス	10	100 (天然) 20 (5%以上 20%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	5	—		

* 3基の鉄セルにおける最大取扱量の合計を示す。

*1 3基の鉄セルにおける最大取扱量の合計を示す。

*2 使用済燃料の最大取扱量のうち、1F燃料デブリの最大取扱量。

*3 1F燃料デブリを含む。

1 F 燃料デブリに係る記載の追加

記載の適正化 (注釈記号の変更)

1 F 燃料デブリに係る記載の追加

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス (2/3)							別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス (2/6)							
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーション ルーム(II)上部	B-3 及び B-4 *1	10	100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸ *3	実験室(III)	
B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フログマン 準備室上部	B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーション ルーム(II)上部	
B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上 20%未満) 0.01 (20%以上 46%未満) 0.01 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	0.01	3.7 × 10 ⁵	実験室(V)	B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フログマン 準備室上部	
C-1	200	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上 20%未満) 0.01 (20%以上 46%未満) 0.01 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	0.01	3.7 × 10 ⁵	実験室(V)	
C-2	40	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	C-1	200	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	
C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	C-2	40	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	
C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷	実験室(IV)	C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	
C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶	廃液処理室(VI)	C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷ *3	実験室(IV)	
							C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *3	廃液処理室(VI)	

表の追加に伴う変更
 ■■■: 記載の適正化(記載追加に伴い別表第1-2から別表第1-3に移動)
 記載の適正化(注釈記号の変更)
 1 F 燃料デブリに係る記載の追加

■■■: 記載の適正化(記載追加に伴い別表第1-2から別表第1-3に移動)
 1 F 燃料デブリに係る記載の追加

*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
 *2 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。
 *3 1 F 燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-4 最大取扱量 グローブボックス (3/3)							別表第1-4 最大取扱量 グローブボックス (3/6)							表の追加に伴う変更
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
D-1	5	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満) 5 (5%以上 20%未満)	5	5	1.85×10 ⁷	分析室(II)	D-1	5	5 (天然) 5 (劣化) 5 (5%未満) 5 (5%以上 20%未満)	5	5	1.85×10 ⁷ *1	分析室(II)	
D-2	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷	分析室(II)	D-2	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷ *1	分析室(II)	
D-3	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷	分析室(II)	D-3	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷ *1	分析室(II)	
D-4	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷	分析室(III)	D-4	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	1.85×10 ⁷ *1	分析室(III)	
D-5	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	1	1	3.7 ×10 ⁵	分析室(IV)	D-5	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	1	1	3.7 ×10 ⁵ *1	分析室(IV)	
D-6	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	1	1	3.7 ×10 ⁵	分析室(IV)	D-6	1	1 (天然) 1 (劣化) 1 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	1	1	3.7 ×10 ⁵ *1	分析室(IV)	

*1 1F燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後						備考	
	別表第1-5 最大取扱量 グローブボックス (4/6)						分析室(I)の炉施設から使用施設への変更に伴うグローブボックスの追加	
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	D-7	=	2,000 (5%未満)	=	=	=		分析室(I)
	D-8	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 10 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7×10^7 *2		分析室(I)
	D-9 及び D-10 *1	0.1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7×10^6 *2		分析室(I)
	D-11	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7×10^7 *2		分析室(I)
	D-13	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7×10^7 *2		分析室(I)
	*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。							
	*2 1F燃料デブリを含む。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後						備考	
	別表第1-6 最大取扱量 グローブボックス (5/6)						分析室(I)の炉施設から使用施設への変更に伴うグローブボックスの追加	
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	D-14	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷ *1		分析室(I)
	D-15	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷ *1		分析室(I)
	D-16	=	2,000 (5%未満)	=	=	=		分析室(I)
	D-17	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷ *1		分析室(I)
	D-19	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷ *1		分析室(I)
	*1 1 F燃料デブリを含む。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後						備考	
	別表第1-7 最大取扱量 グローブボックス (6/6)						分析室(I)の炉施設から使用施設への変更に伴うグローブボックスの追加	
	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		備考
	D-20	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷ *1		分析室(I)
	D-21	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷ *1		分析室(I)
	D-22	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷ *1		分析室(I)
D-23	1	100 (天然) 100 (劣化) 100 (5%未満) 1 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満)	1	1	3.7 × 10 ⁷ *1	分析室(I)		
*1 1 F燃料デブリを含む。								

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-5 最大取扱量 フード (1/3)							別表第1-8 最大取扱量 フード (1/3)							表の追加に伴う変更 1 F 燃料デブリに係る記載の追加 記載の適正化 (注釈記号の変更)
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
H-1	—	2,000 (天然) 6,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10^8	実験室(IV)	H-1	—	2,000 (天然) 6,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10^8	実験室(IV) *2	
H-2	0.01	2,000 (天然) 2,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10^8	実験室(IV) グローブ付	H-2	0.01	2,000 (天然) 2,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7×10^8	実験室(IV) グローブ付 *2	
H-3	0.0016	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4×10^7	実験室(IV)	H-3	0.0016	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4×10^7	実験室(IV) *2	
H-4	—	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4×10^7	実験室(IV)	H-4	—	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4×10^7	実験室(IV)	
H-5	0.0016	100 (天然) 100 (劣化)	0.01	100	3.7×10^8	実験室(IV)	H-5	0.0016	100 (天然) 100 (劣化)	0.01	100	3.7×10^8	実験室(IV) *2	
H-6	—	100 (天然) 100 (劣化)	—	100	3.7×10^8	実験室(IV)	H-6	—	100 (天然) 100 (劣化)	—	100	3.7×10^8	実験室(IV) *2	
H-7	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10^8	実験室(III)	H-7	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10^8	実験室(III)	
H-8	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10^8	実験室(III)	H-8	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10^8	実験室(III)	
H-9	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24×10^8 * *	実験室(III)	H-9	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24×10^8	実験室(III) *1	

* 照射済分析試料含む。

*1 照射済分析試料含む。

*2 1 F 燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考	
別表第1-6 最大取扱量 フード (2/3)							別表第1-9 最大取扱量 フード (2/3)							表の追加に伴う変更	
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考		
H-10	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24×10 ^{8*}	実験室(Ⅲ)	H-10	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24×10 ⁸ *1	実験室(Ⅲ)	記載の適正化 (注釈記号の変更)	
H-11	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10 ⁸	実験室(Ⅲ)	H-11	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7×10 ⁸	実験室(Ⅲ)		
H-12	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7×10 ⁶	実験室(Ⅵ)	H-12	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7×10 ⁶	実験室(Ⅵ)		
H-13	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7×10 ⁶	実験室(Ⅵ)	H-13	0.0016	20 (天然) 20 (5%未満)	0.001	10	3.7×10 ⁶	実験室(Ⅵ)		
H-14	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁶	実験室(Ⅵ)	H-14	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁶ *2	実験室(Ⅵ)		1 F 燃料デブリに係る記載の追加
H-15	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁶	実験室(Ⅵ)	H-15	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁶ *2	実験室(Ⅵ)		
H-16	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁶	実験室(Ⅵ)	H-16	—	20 (天然) 20 (5%未満)	—	10	3.7×10 ⁶ *2	実験室(Ⅵ)		
H-17	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7×10 ⁶	分析室(Ⅱ)	H-17	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7×10 ⁶ *2	分析室(Ⅱ)		
H-18	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7×10 ⁶	分析室(Ⅱ)	H-18	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7×10 ⁶ *2	分析室(Ⅱ)		

* 照射済分析試料含む。

*1 照射済分析試料含む。

*2 1 F 燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-7 最大取扱量 フード (3/3)							別表第1-10 最大取扱量 フード (3/3)							表の追加に伴う変更
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	H-19	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	分析室(I)の炉施設から使用施設への変更に伴うフードの追加
H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	H-20	—	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	—	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(V)	
							H-22	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	
							H-23	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	
							H-24	0.0016	20 (天然) 20 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	10	3.7 × 10 ⁶ *1	分析室(I)	
H-25	0.00016	100 (天然) 100 (劣化)	—	—	3.7 × 10 ⁶	廃液処理室(VI)	H-25	0.00016	100 (天然) 100 (劣化)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *1	廃液処理室(VI)	
							*1 1 F 燃料デブリを含む。							

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-8 最大取扱量 実験室							別表第1-11 最大取扱量 実験室							備考
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
実験室(IV)*	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁴	焼き付け、封入	実験室(IV)* ₁	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁴	焼き付け、封入	記載の適正化 (注釈記号の変更) 1 F 燃料デブリに係る記載の追加
実験室(VI)*	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁵	焼き付け、封入	実験室(VI)* ₁	0.00016	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁵	焼き付け、封入	
実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 150 (93%以上 93.5%以下)	100	100	—	すべて密封	実験室(VII)-1	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満) 150 (93%以上 93.5%以下)	100	100	—	固体密封、 固体封入* ₃	実験室(VII)-1 及び 2 への固 体封入試料の 追加に伴う記 載の変更
実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満)	100	100	—	すべて密封	実験室(VII)-2	18	100 (天然) 100 (5%未満) 100 (5%以上 20%未満)	100	100	—	固体密封、 固体封入* ₃	
分析室(II)*	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴	焼き付け、封入	分析室(I)* ₁	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2,000 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴	封入、 圧縮成型、 焼結	分析室(I)の 炉施設から使 用施設への変 更に伴う室の 追加
							分析室(II)* ₁	0.00016	2 (天然) 2 (劣化) 2 (5%未満) 2 (5%以上 20%未満) 1 (20%以上 46%未満) 1 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴	焼き付け、封入	
精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	3.7 × 10 ⁵	焼き付け、封入	精密測定室	0.00016	5 (天然)	0.001	1	3.7 × 10 ⁵	焼き付け、封入	実験室(VII)-1 及び 2 への固 体封入試料の 追加に伴う記 載の追加

* グローブボックス及びフードの取扱量を除く。

*₁ グローブボックス及びフードの取扱量を除く。

*₂ 1 F 燃料デブリを含む。

*₃ 実験室(VII)-1 及び実験室(VII)-2 において封入された状態で取り扱う核燃料物質は濃縮ウラン(ペレット)のみ。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前			変更後			備考	
別表第2 警報装置の作動条件			別表第2 警報装置の作動条件			S T A C Y 施設 の溢水対策 を受けた見直し に伴う変更	
区分	警報装置	作動条件	区分	警報装置	作動条件		
本 体 施 設	セル等負圧	コンクリートセル	サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上	セル等負圧	コンクリートセル		サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上
		アイソレーションルーム(II)	サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上		アイソレーションルーム(II)		サービスエリアに対し 49Pa 以下 490Pa 以上
		鉄セル	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上		鉄セル		室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上
		サービスルーム	室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上		サービスルーム		室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上
	グローブボックス等負圧 *1		室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上	グローブボックス等負圧 *1			室内に対し 49Pa 以下 490Pa 以上
	グローブボックス、分析用ボックス内温度		60℃以上	グローブボックス、分析用ボックス内温度			60℃以上
	セル内温度		60℃以上	セル内温度			60℃以上
	抽出器(III) 温度		65℃以上	抽出器(III) 温度			65℃以上
	溶媒洗浄器温度		65℃以上	溶媒洗浄器温度			65℃以上
	加熱用蒸気温度		135℃以上	加熱用蒸気温度			135℃以上
	ドリッ トレイ 液位	コンクリートセル	70mm 以上	ドリッ トレイ 液位	コンクリートセル		70mm 以上
		グローブボックス	30mm 以上		グローブボックス		30mm 以上
		P u ・ U 溶液貯蔵室	70mm 以上		P u ・ U 溶液貯蔵室		70mm 以上
		廃液貯槽室 *2	70mm 以上		廃液貯槽室 *2		70mm 以上
	P u 貯槽液量		60 ℓ以上	P u 貯槽液量			60 ℓ以上
	U 貯槽液量		110 ℓ以上	U 貯槽液量			110 ℓ以上
	排風機		排風機異常停止	排風機			排風機異常停止
	高レベル廃液貯槽水素希釈用空気流量		250 ℓ/h 以下	高レベル廃液貯槽水素希釈用空気流量			250 ℓ/h 以下
有機廃液貯槽温度		60℃以上	有機廃液貯槽温度		60℃以上		
高レベル廃液貯槽液量		1m ³ 以上	高レベル廃液貯槽液量		1m ³ 以上		
有機廃液貯槽液量		1m ³ 以上	有機廃液貯槽液量		1m ³ 以上		
特 定 施 設	非常用電源		非常用電源異常停止	非常用電源			非常用電源異常停止
	送排風機		送排風機異常停止	送排風機			送排風機異常停止
	中レベル廃液貯槽液位		2000mm 以上	中レベル廃液貯槽液位		2000mm 以上	
	低レベル廃液貯槽液位		2500mm 以上	低レベル廃液貯槽液位		2500mm 以上	
	極低レベル廃液貯槽液位		2800mm 以上	極低レベル廃液貯槽液位		2160mm 以上	
	集水槽(II)、排水槽(II) 液位		500mm 以上	集水槽(II)、排水槽(II) 液位		500mm 以上	
	排水ピット 液位	廃液貯槽室(VI)-1	0.2 m 以上	排水ピット 液位	廃液貯槽室(VI)-1	0.2 m 以上	
		廃液貯槽室(VII)	0.35m 以上		廃液貯槽室(VII)	0.35m 以上	
		廃液貯槽室(VIII)	0.35m 以上		廃液貯槽室(VIII)	0.35m 以上	
		廃液貯槽室(VIII) 床下部	0.2 m 以上		廃液貯槽室(VIII) 床下部	0.2 m 以上	
圧縮空気圧力		490kPa 以下 (5kg/cm ² G 以下)	圧縮空気圧力		490kPa 以下 (5kg/cm ² G 以下)		
*1 メンテナンスボックス、サンプルリングボックス及び分析用ボックスを含む。			*1 メンテナンスボックス、サンプルリングボックス及び分析用ボックスを含む。				
*2 廃液貯槽室(VI)-2~6			*2 廃液貯槽室(VI)-2~6				
別表第3 ~ 別表第5 (省略)			別表第3 ~ 別表第5 (変更なし)				

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前				変更後				備考	
別表第5の2 液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備の点検				別表第5の2 液体廃棄設備のうち、使用を終了した設備の点検					
設備等 (設置場所)	弁により遮断する系統	点検項目	頻度	設備等 (設置場所)	弁により遮断する系統	点検項目	頻度		
α 廃液貯槽 B (廃液貯槽室 (I)-2)	槽第2 排気系統*との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認	1 回/年	α 廃液貯槽 B (廃液貯槽室 (I)-2)	槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認	1 回/年	記載の適正化 (注釈記号の変更)	
α 廃液貯槽 C (廃液貯槽室 (II))	槽第2 排気系統*との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		α 廃液貯槽 C (廃液貯槽室 (II))	槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
雑廃水中間槽 (廃液処理室 (II))	グローブボックス C-8 との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		雑廃水中間槽 (廃液処理室 (II))	グローブボックス C-8 との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
	使用施設グローブボックス廃液の合流配管との間の配管								槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管* <u>3</u>
	槽第2 排気系統*との間の配管***								
雑廃水受槽 (廃液処理室 (VI))	槽第2 排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		雑廃水受槽 (廃液処理室 (VI))	槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管* <u>3</u>	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
蒸発缶供給槽 (廃液処理室 (III)-2)	槽第2 排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		蒸発缶供給槽 (廃液処理室 (III)-2)	槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管* <u>3</u>	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
α 廃液蒸発缶 (廃液処理室 (III)-1)	—	外観の異常の有無確認		α 廃液蒸発缶 (廃液処理室 (III)-1)	—	外観の異常の有無確認			
濃縮液受槽 (廃液処理室 (III)-1)	槽第2 排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		濃縮液受槽 (廃液処理室 (III)-1)	槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管* <u>3</u>	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
逆浸透循環槽 (廃液処理室 (VI))	槽第2 排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		逆浸透循環槽 (廃液処理室 (VI))	槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管* <u>3</u>	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
凝縮液受槽 (廃液処理室 (VI))	槽第2 排気系統*との間の配管***	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		凝縮液受槽 (廃液処理室 (VI))	槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管* <u>3</u>	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
チェック槽 (廃液処理室 (VI))	極低レベル廃液貯槽 A* / B* との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		チェック槽 (廃液処理室 (VI))	極低レベル廃液貯槽 A* <u>1</u> / B* <u>1</u> との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
	低レベル廃液貯槽 A* / B* との間の配管				槽第2 排気系統* <u>1</u> との間の配管* <u>3</u>				
	槽第2 排気系統*との間の配管***								
グローブボックス W-1 (酸回収室 (II)-3)	濃縮液受槽 A** / B** との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		グローブボックス W-1 (酸回収室 (II)-3)	濃縮液受槽 A* <u>2</u> / B* <u>2</u> との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
グローブボックス W-2 (酸回収室 (II)-3)	—	外観の異常の有無確認		グローブボックス W-2 (酸回収室 (II)-3)	—	外観の異常の有無確認			
グローブボックス W-3 (廃液処理室 (VI))	—	外観の異常の有無確認		グローブボックス W-3 (廃液処理室 (VI))	—	外観の異常の有無確認			
フード 旧 H-23 (廃液処理室 (VI))	サンプルピット** との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認		フード 旧 H-23 (廃液処理室 (VI))	サンプルピット* <u>2</u> との間の配管	(1) 外観の異常の有無確認 (2) 弁の閉状態の確認			
	集水槽 (II)* との間の配管				回収水槽 A* <u>2</u> / B* <u>2</u> 及び回収水受槽 A* <u>2</u> / B* <u>2</u> の合流配管との間の配管				
	回収水槽 A** / B** 及び回収水受槽 A** / B** の合流配管との間の配管								
フード 旧 H-24 (廃液処理室 (VI))	—	外観の異常の有無確認	フード 旧 H-24 (廃液処理室 (VI))	—	外観の異常の有無確認				
フード 旧 H-25 (廃液処理室 (II))	—	外観の異常の有無確認	フード 旧 H-25 (廃液処理室 (II))	—	外観の異常の有無確認				

* 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用。

** 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設、又は STACY 施設。

*** 各配管は 1 系統に合流し、槽第2 排気系統と接続。

*1 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用。

*2 原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設、又は STACY 施設。

*3 各配管は 1 系統に合流し、槽第2 排気系統と接続。

別表第6 ~ 別表第7
(省略)

別表第6 ~ 別表第7
(変更なし)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前				変更後				備考
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量				別表第8 核燃料物質の年間予定使用量				
種類		年間予定使用量		種類		年間予定使用量		
		最大存在量	延べ取扱量			最大存在量	延べ取扱量	
劣化ウラン		22.005 kg	22.005 kg	劣化ウラン		22.005 kg	22.005 kg	記載の適正化 (注釈記号の変更)
天然ウラン		10 kg	10 kg	天然ウラン		10 kg	10 kg	
濃縮ウラン	5%未満	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	濃縮ウラン	5%未満	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	52.205 kg (²³⁵ U量 2,611g)	
	5%以上 20%未満	200 g (²³⁵ U量 40g)	200 g (²³⁵ U量 40g)		5%以上 20%未満	200 g (²³⁵ U量 40g)	200 g (²³⁵ U量 40g)	
	20%以上 46%未満	80 g (²³⁵ U量 36.8g)	80 g (²³⁵ U量 36.8g)		20%以上 46%未満	80 g (²³⁵ U量 36.8g)	80 g (²³⁵ U量 36.8g)	
	46%以上 93.3%未満	40 g (²³⁵ U量 37.32g)	40 g (²³⁵ U量 37.32g)		46%以上 93.3%未満	40 g (²³⁵ U量 37.32g)	40 g (²³⁵ U量 37.32g)	
	93.3%以上 98%以下	2 g (²³⁵ U量 1.96g)	2 g (²³⁵ U量 1.96g)		93.3%以上 98%以下	2 g (²³⁵ U量 1.96g)	2 g (²³⁵ U量 1.96g)	
	93%以上 93.5%以下*	150 g (²³⁵ U量 140.25g)	150 g (²³⁵ U量 140.25g)		93%以上 93.5%以下* <u>1</u>	150 g (²³⁵ U量 140.25g)	150 g (²³⁵ U量 140.25g)	
プルトニウム		1.75 kg (密封及び非密封)	1.75 kg (密封及び非密封)	プルトニウム		1.75 kg (密封及び非密封)	1.75 kg (密封及び非密封)	
ウラン233		200 g	200 g	ウラン233		200 g	200 g	
トリウム		1 kg	1 kg	トリウム		1 kg	1 kg	
使用済燃料	UO ₂ 燃料及びMOX燃料	880 TBq	880 TBq	使用済燃料	UO ₂ 燃料及びMOX燃料 (1F燃料デブリを含む。)	880 TBq (18.5 GBq *2)	880 TBq (18.5 GBq *2)	
	照射済分析試料	1.85 GBq (最大40%FIMA**)	1.85 GBq (最大40%FIMA**)		照射済分析試料	1.85 GBq (最大40%FIMA *3)	1.85 GBq (最大40%FIMA *3)	

* 核分裂計数管用に用いる。

** %FIMA(Fissions per Initial Metal Atom):初期重金属原子核当たりの核分裂数の百分率。

*1 核分裂計数管用に用いる。

*2 使用済燃料(照射済分析試料を除く。)の年間予定使用量のうち、1F燃料デブリの最大量。

*3 %FIMA(Fissions per Initial Metal Atom):初期重金属原子核当たりの核分裂数の百分率。

記載の適正化
(注釈記号の変更)

1F燃料デブリに係る記載の追加

記載の適正化
(注釈記号の変更)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前						変更後						備考				
別表第9 核燃料物質の最大貯蔵量						別表第9 核燃料物質の最大貯蔵量						1 F 燃料デブリに係る記載の追加				
貯蔵施設	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	貯蔵施設	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)		記載の適正化 (注釈記号の変更)			
Pu・U 溶液貯蔵室	Pu貯槽	200	10 (劣化又は5%未満)	—	—	2.22 T	Pu・U 溶液貯蔵室	Pu貯槽	200	10 (劣化又は5%未満)	—			—	2.22 T (1 F 燃料デブリを除く。)	
	U貯槽	50	24,000 (劣化又は5%未満)	—	—	81.4 G		U貯槽	50	24,000 (劣化又は5%未満)	—		—	81.4 G (1 F 燃料デブリを除く。)		
核燃料保管室	1,500**	10,000 (天然) 10,000 (劣化) 40,200 (5%未満) 200 (5%以上 20%未満) 80 (20%以上 46%未満) 40 (46%以上 93.3%未満) 2 (93.3%以上 98%以下) 150 (93%以上 93.5%以下)*	200	1,000	18.5 G	核燃料保管室	1,500 *2	10,000 (天然) 10,000 (劣化) 40,200 (5%未満) 200 (5%以上 20%未満) 80 (20%以上 46%未満) 40 (46%以上 93.3%未満) 2 (93.3%以上 98%以下) 150 (93%以上 93.5%以下) *1	200	1,000	18.5 G (1 F 燃料デブリを除く。)	記載の適正化 (注釈記号の変更)				
* 核分裂計数管用に用いる。 ** 1,500gのうち、硫酸プルトニウムは10g以下、金属プルトニウムは100g以下とする。						*1 核分裂計数管用に用いる。 *2 1,500gのうち、硫酸プルトニウムは10g以下、金属プルトニウムは100g以下とする。						アイソレーションルーム (I) 内貯蔵施設の追加に伴う記載の追加				
						アイソレーションルーム (I) 内貯蔵施設						記載の適正化 (注釈記号の変更)				
						3.6						100 (天然) 100 (劣化) 40 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 2 (20%以上 46%未満) 2 (46%以上 93.3%未満) 0.2 (93.3%以上 98%以下)	0.2	20	18.5 G (1 F 燃料デブリを含む。)	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前				変更後				備考
別表第10 使用、貯蔵及び廃棄物の保管に係る質量制限値				別表第10 使用、貯蔵及び廃棄物の保管に係る質量制限値				
施設		核燃料物質の性状	質量制限値	施設		核燃料物質の性状	質量制限値	
使用	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1	受入セル	固体	4.5 kg 以下 *1	分析室(I)の追加に伴う記載の追加 記載の適正化(実験室(VII)-1及び2の核燃料物質の性状の明確化) ■■■: 記載の適正化(記載順の整理) アイソレーションルーム(I)内貯蔵施設の追加に伴う記載の追加	
	プロセスセル、化学セル、実験室(III), (IV), (V), (VI), (VII)-1, (VII)-2, (VIII)、分析室(II), (III), (IV)、精密測定室、廃液処理室(VI)	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2	プロセスセル、化学セル、実験室(III), (IV), (V), (VI), (VIII)、分析室(I), (II), (III), (IV)、精密測定室、廃液処理室(VI)	固体及び液体	各セル及び室それぞれ 0.21kg 以下 *2		
貯蔵	核燃料保管室	固体	4.5 kg 以下 *1	貯蔵	Pu貯槽	液体		0.21kg 以下 *2
	Pu貯槽	液体	0.21kg 以下 *2		U貯槽	液体		劣化ウラン又は濃縮度5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下
	U貯槽	液体	劣化ウラン又は濃縮度5%未満のウラン 24kg 以下 プルトニウム 50g 以下		核燃料保管室	固体		4.5 kg 以下 *1
廃棄	固体廃棄物保管室(I), (II)、廃液貯槽室(VI)-5, (VI)-6	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2	廃棄	アイソレーションルーム(I)内貯蔵施設	固体及び液体		0.21kg 以下 *2
	固体廃棄物保管室(I), (II)、廃液貯槽室(VI)-5, (VI)-6	固体及び液体	各室それぞれ 0.21kg 以下 *2		固体廃棄物保管室(I), (II)、廃液貯槽室(VI)-5, (VI)-6	固体及び液体		各室それぞれ 0.21kg 以下 *2

*1: 含水率 16%以下
核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値
(プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量)
*2: 核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値
(プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量)

*1: 含水率 16%以下
核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値
(プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量)
*2: 核分裂性物質を²³⁹Pu換算した値
(プルトニウム、²³⁵U及び2倍した²³³Uの合計量)

別表第11 ~ 別表第11の2
(省略)

別表第11 ~ 別表第11の2
(変更なし)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前						変更後						備考
別表第12 放射線測定機器及び測定箇所						別表第12 放射線測定機器及び測定箇所						記載の適正化 (注釈記号の変更)
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量*	使用方法	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量*1	使用方法	測定線種	
排気ガス モニタ	排気口	0 ~ 10 ³ pA	1 (1)	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視に用いる。	ベータ線	排気ガス モニタ	排気口	0 ~ 10 ³ pA	1 (1)	排気中の放射性希ガス濃度の連続監視に用いる。	ベータ線	
排気ダスト モニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	ガンマ線	排気ダスト モニタ		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	ガンマ線	
		0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)		アルファ線			0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)		アルファ線	
	10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)	ベータ線		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1 (1)	ベータ線					
室内ダスト モニタ		0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	7 (2)	管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線	室内ダスト モニタ		0 ~ 10 ⁵ s ⁻¹	7 (2)	管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線	
		10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	4 (1)		ベータ線			10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	4 (1)		ベータ線	
ガンマ線エ リアモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~ 10 ⁴ μ Sv/h	12(6)	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線	ガンマ線エ リアモニタ	施設内	10 ⁻¹ ~ 10 ⁴ μ Sv/h	13(7)	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線	
中性子線エ リアモニタ					10 ⁻¹ ~ 10 ⁵ s ⁻¹	1					中性子線	中性子線エ リアモニタ
* ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用の数量。						*1 ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用、又は STACY 施設と共用の数量。						分析室(I)に 設置されたガ ンマ線エリア モニタの追加 に伴う記載の 変更
別表第13 放射線測定機器及び設置箇所						別表第13 放射線測定機器及び設置箇所						
機器種別	設置箇所	数量*	使用方法	測定線種	機器種別	設置箇所	数量*1	使用方法	測定線種			
ハンドフットクロス モニタ	管理区域 出入口	2(2)	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線及び ベータ線	ハンドフットクロス モニタ	管理区域 出入口	2(2)	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線及び ベータ線			
		1(1)		ベータ線			1(1)		ベータ線			
表面汚染検査用 サーベイメータ	施設内	—	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線	表面汚染検査用 サーベイメータ	施設内	—	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線			
ガンマ線サーベイ メータ		—		線量当量率の測定に用 いる。	ガンマ線		ガンマ線サーベイ メータ		—	線量当量率の測定に用 いる。	ガンマ線	
中性子線サーベイ メータ		—			中性子線		中性子線サーベイ メータ		—		中性子線	
* ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用の数量。						*1 ()内数字は原子炉施設である STACY 施設及び TRACY 施設と共用の数量。						記載の適正化 (注釈記号の変更)
別表第14 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (省略) 別図(その1) ~ 別図(その4) (省略)						別表第14 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (変更なし) 別図(その1) ~ 別図(その4) (変更なし)						

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第11編 JRR-4の管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第11編 JRR-4の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第11編 JRR-4の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 使用の管理 (省略)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第12条の2 ～ 第12条の3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第12条の4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」及び「特別な設備保全整理表及び検査要否整理表」を定めることができる。</u></p> <p><u>4 JRR-4管理課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 研究炉加速器技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 JRR-4管理課長は、第4項の承認を受けたときは、放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第12条の5 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第12条の6 (省略)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第12条の7 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4(本体施設等及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p>	<p>第11編 JRR-4の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 ～ 第2章 使用の管理 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第12条の2 ～ 第12条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第12条の4 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する「年間使用計画」において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき「特別な施設管理実施計画」を定めることができる。</u></p> <p><u>3 JRR-4管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、研究炉加速器技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>4 放射線管理第1課長は、前項の承認を受ける前に、放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 研究炉加速器技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 JRR-4管理課長は、第3項の承認を受けたときは、放射線管理第1課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第12条の5 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>第12条の6 (変更なし)</p> <p>(施設管理の有効性評価及び改善)</p> <p>第12条の7 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、JRR-4(本体施設等及び放射線管理施設を含む。)について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</p>	<p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p> <p>第12条の4第1項ロ及びニと重複しているため削除</p> <p>項番号の繰上げ及び記載の適正化</p> <p>第12条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>第12条の4第2項の削除に伴う変更及び項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>項番号の繰上げ</p> <p>第12条の4第2項の削除に伴う変更</p> <p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表(第11編 JRR-4の管理)

変更前	変更後	備考
<p>第13条 (省略)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第14条 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設等及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認められた場合、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第14条の2 (省略)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、第13条の定期事業者検査が終了したとき、第14条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知</u>しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 研究炉加速器技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 ～ 第6章 放射線管理 (省略)</p> <p>別表第1～別表第14 (省略)</p> <p>別図(その1)～別図(その3) (省略)</p>	<p>2 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>第13条 (変更なし)</p> <p>(修理及び改造計画)</p> <p>第14条 JRR-4管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ本体施設等及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとするときにおいて、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、研究炉加速器技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長及び放射線管理部長は、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>6 JRR-4管理課長は本体施設等について、放射線管理第1課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認められた場合、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>第14条の2 (変更なし)</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は、第13条第5項の確認を受けたときは、<u>その検査結果をJRR-4管理課長及び放射線管理第1課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>第13条第5項に係る前項の通知を受けたときは、JRR-4管理課長は研究炉加速器技術部長に、放射線管理第1課長は、放射線管理部長に報告</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>第14条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、JRR-4管理課長は研究炉加速器技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、研究炉加速器技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 研究炉加速器技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知しなければならない。</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 ～ 第6章 放射線管理 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第14 (変更なし)</p> <p>別図(その1)～別図(その3) (変更なし)</p>	<p></p> <p>通知対象の適正化</p> <p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰下げ</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰下げ</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第12編 F C Aの管理

令和4年6月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第12編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第12編 FCAの管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 第1条 ~ 第3条 (省略)</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第4条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用予定のサンプル等の種類 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) 定期事業者検査の予定期間 (6) 第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けた場合は、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>第2章 (省略)</p> <p>第3章 保守管理 第11条の2 ~ 第11条の3 (省略)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第11条の4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p>	<p>第12編 FCAの管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 第1条 ~ 第3条 (変更なし)</p> <p>(年間使用計画)</p> <p>第4条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした年間使用計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的 (2) 使用の予定期間 (3) 使用予定のサンプル等の種類 (4) 使用の方法及び使用後の措置の概略 (5) 定期事業者検査の予定期間 (6) 第13条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認を受けた場合は、<u>臨界技術第2課長</u>、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>第5条 (変更なし)</p> <p>第2章 (変更なし)</p> <p>第3章 保守管理 第11条の2 ~ 第11条の3 (変更なし)</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第11条の4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p>	<p>通知対象の適正化</p> <p>設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため削除</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第12編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する こと。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び 操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に 関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関 すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に 関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p><u>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設 備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整 理表を策定しなければならない。</u></p> <p><u>イ 使用施設等の工事の方法及び時期</u></p> <p><u>ロ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p><u>3 第1項及び前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施 設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成す る年間使用計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な 措置として核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施 計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</u></p> <p><u>4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表 及び検査要否整理表を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければな らない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務 技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任 者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理 第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第11条の5 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設 備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定 めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p>	<p>ハ 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関する こと。</p> <p>ニ 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び 操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>ホ 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に 関すること。</p> <p>ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関 すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に 関すること。</p> <p>チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 前項において、使用施設等の操作を相当期間停止する場合その他その施設管理を行 う観点から特別な状態にある場合においては、第4条の定めにより作成する年間使用 計画において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画を定め ることができる。</u></p> <p><u>3 臨界技術第2課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画を取りまとめ、臨界ホッ ト試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同 様とする。</u></p> <p><u>4 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務 技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>5 臨界ホット試験技術部長は、第3項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任 者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 臨界技術第2課長は、第3項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理 第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第11条の5 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設 備・機器について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなけ ればならない。</p>	<p>第11条の4第1項ロ及び ニと重複しているため削 除</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第11条の4第2項の削除 に伴う変更</p> <p>第11条の4第2項の削除 に伴う変更</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>項番号の繰り上げ</p> <p>第11条の4第2項の削除 に伴う変更</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第12編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第11条の6 （省略）</p> <p>第12条 （省略）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ、第3項の承認を受けたときは、<u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	<p>第11条の6 （変更なし）</p> <p>（施設管理の有効性評価及び改善）</p> <p><u>第11条の7 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、FCA（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第12条 （変更なし）</p> <p>（修理及び改造計画）</p> <p>第13条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主任者の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ、第3項の承認を受けたときは、<u>当該修理及び改造に関係ある課長等</u>に通知しなければならない。</p> <p>6 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合において、その修理及び改造が法第55条の2第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p> <p>通知対象の適正化</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第12編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第13条の2 （省略）</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、<u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第12条の定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、相互に通知</u>しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者へ通知しなければならない。</p> <p>第4章 ～ 第7章（省略）</p> <p>別表第1 ～ 別表第13 （省略）</p> <p>別図（その1） ～ 別図（その2） （省略）</p>	<p>第13条の2 （変更なし）</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、<u>第12条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>第12条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第2課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の検査結果の通知を受けたときは、臨界技術第2課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第1課長は工務技術部長に、放射線管理第2課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知</u>しなければならない。</p> <p>4 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、<u>それぞれ</u>臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は、第2項及び第3項の報告並びに前項の通知を受けたときは、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者へ通知しなければならない。</p> <p>第4章 ～ 第7章（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第13 （変更なし）</p> <p>別図（その1） ～ 別図（その2） （変更なし）</p>	<p>通知対象の明確化及び記載の適正化</p> <p>報告対象の適正化</p> <p>報告及び通知対象の適正化</p> <p>項番号の繰り下げ及び記載の適正化</p> <p>第2項の変更に伴う変更及び項番号の繰り下げ</p>